

法人口座を開設されるお客さまへ

最近、法人口座を悪用したマネー・ローンダリング事案に係る報道もされていることから、金融機関では、これらの犯罪行為を防止し、お客さまが安心・安全にお取引いただけるよう、様々な対策を進めております。

この対策の一環として、当金庫では、新規の法人のお客さまにつきましては、法人の実質的支配者（法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる個人の方）を書面にて確認させていただいております。

お客さまの大切なご預金をお守りするために必要な取り組みでございますので、何卒ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

【対象となる法人のお客さま】

- ・令和6年8月以降、純新規で口座を開設されるお客さま
法人の代表者もしくは、取引担当者の方が下記の書類等をご用意いただき、当金庫の窓口までご来店ください。

ご用意いただく書類等	
ご印鑑	・当金庫にお届けいただくご印鑑
法人の本人確認書類	・登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ※直近のもの（6ヶ月以内のもの）をご用意ください。また、登記事項証明書に「現在の登記内容」が反映されていることをご確認ください。
ご来店される方の本人確認書類	・運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード等
実質的支配者の確認書類	1. 株式会社のお客さまで実質的支配者リストがある場合 実質的支配者リスト（法務局にて発行）
	2. 上記1. 以外の場合 ※出資者の構成や議決権の保有割合等で実質的支配者を確認させていただきます。 (1)～(4)の内いずれか一点 (1) 法人税確定申告書別表2 (2) 株主名簿 (3) 有価証券報告書 (4) 定款、申告受理及び認証証明書（設立後最初の事業年度を経過していないお客さまに限ります）
	3. 設立年月日が令和7年1月1日以降の株式会社のお客さま 議決権総数の25%超を直接または間接に保有している方がいる場合は「実質的支配者リスト」の徴求を必須とさせていただきます。

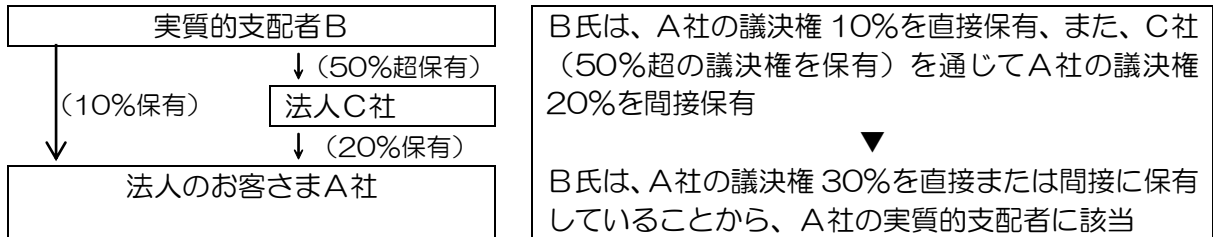
ご留意事項
・お申込みから口座開設までに、数日を要することがございます。 ・必要に応じて追加で書類の提示をお願いしたり、口座開設をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

【法人のお客さまの実質的支配者について】

法人のお客さまの事業活動に支配的な影響力を有すると認められる方（実質的支配者）の氏名・住所・生年月日の確認にあたり、実質的支配者に該当する方の定義が次のとおり変更されました。

形態	資本多数決法人の場合 (株式会社、有限会社等)	資本多数決法人以外の法人の場合 (持分会社、一般社団・財団法人等)
実質的支配者	a. 直接または間接に 50%を超える議決権を保有する方 ↓ (いない場合)	d. 事業収益・事業財産の 50%を超える配当・分配を受ける権利を有する方 ↓ (いない場合)
	b. 直接または間接に 25%を超える議決権を保有する方 ↓ (いない場合)	e. 事業収益・事業財産の 25%を超える配当・分配を受ける権利を有する方 + (または)
	c. 出資、融資、取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められる方 (例：大口債権者、会長、創業者等) ↓ (いない場合)	
	f. 法人を代表し、その業務を執行する方	
	※ a. b. d. e. において法人の事業経営を実質的に支配する意思・能力を有していないことが明らかな場合は該当しません。	

<直接または間接に 25%を超える議決権を保有する方の例>



■詳しい内容につきましては、お取引店の窓口等にお問合せください。

【ご参考】 [法務省：実質的支配者リスト制度の創設 \(令和4年1月31日運用開始\)](https://www.moj.go.jp) (moj.go.jp)

鶴岡信用金庫